

平成 18 年 1 月 20 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 株式会社ビジネスバンクコンサルティング

(URL http://www.bbank.co.jp)

代表者名 代表取締役社長 大島 一成

(コード番号:3719)

問合せ先 管理部マネージャー 中本 文太

電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます)は、平成17年12月27日付にて訴訟の提起を受けました(訴状送達は平成18年1月11日)ので下記のとおりお知らせ致します。

記

1.訴訟の原因および提起に至った経緯

有限会社ティー・ピー・ジーが、同社とUCJの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、UCJに対し貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払いを求めておりました。UCJとしては履行義務がないと認識しており折衝してまいりましたが、この度有限会社ティー・ピー・ジーはUCJに対して訴訟を提起しました。

2.訴訟を提起した者

- (1) 名 称 有限会社ティー・ピー・ジー 代表取締役 中島 龍成
- (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号

3.訴訟の内容

売買契約の履行請求 (代金55億4000万円の支払い)

(売買契約の履行を求める訴訟であり、仮に請求どおりの判決が下された場合、UCJは債権を購入することとなります。その債権の価値(回収額又は転売価額)と購入額の差額がUCJの利益または損失となります。なお、当該貸付債権の評価は現在調査中であります。)

4.今後の見通し

UCJは、上記の貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務はUCJにはないことを争う方針です。UCJの主張が裁判所に受け入れられるか否かは、現段階では明らかでありません。UCJの主張が裁判所に受け入れられない場合は、貸付債権等譲渡契約書の対象である債権の価値(回収額又は転売価額)と購入額の差額がUCJの利益または損失となります。

本件による当社業績への影響は現段階では明らかでありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以上